

事務連絡  
令和6年7月16日

長野国有林森林整備協会  
名古屋造林素材生産事業協会  
(一社)長野林業土木協会  
(一社)名古屋林業土木協会  
(一社)林道安全協会中部支所  
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

}

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の災害発生について（2号）

令和6年6月27日に伊那谷総合治山事業所発注の治山事業（小西川支線治山運搬路新設工事）箇所で労働災害が発生したので、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、休憩所2棟の間（約2.5m）で屋根の増設作業中、バランスを崩し墜落（約2.6m）し、被災したものです。

労働安全衛生法令では、墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することを原則とされており、こうした措置が困難なときについて、労働者に安全帯を使用させるなど、代替の墜落防止措置を講じなければならないこととなっています。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

（担当：企画官（間伐推進担当）TEL050-3160-6569）

## 労働安全衛生規則抜粋

### 第二編 第九章 飛来崩壊等による危険の防止

#### 第二節 墜落等による危険の防止

(作業床の設置等)

**第五百十八条** 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(開口部等の囲い等)

**第五百十九条** 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆(おおい)等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(悪天候時の作業禁止)

**第五百二十二条** 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

(移動はしご)

**第五百二十七条** 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は三十センチメートル以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

(脚立(きやたつ))

**第五百二十八条** 事業者は、脚立(きやたつ)については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

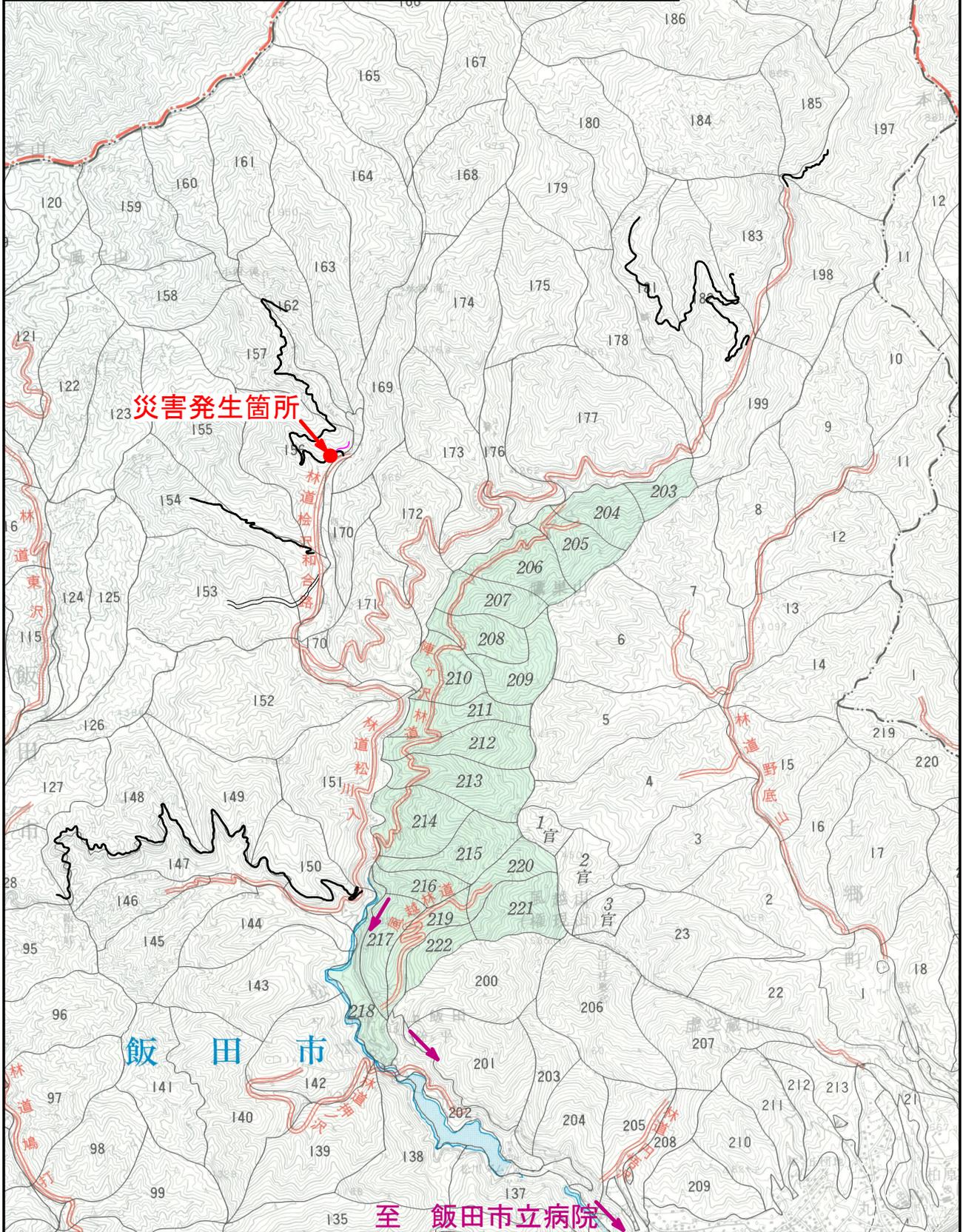
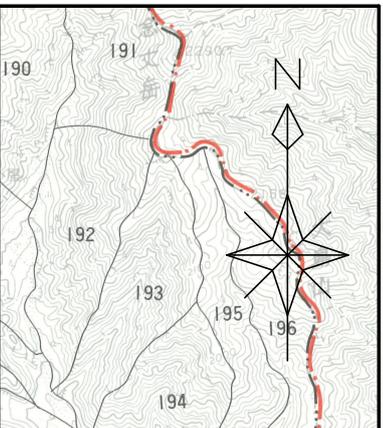
- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 四 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

## 別添 1

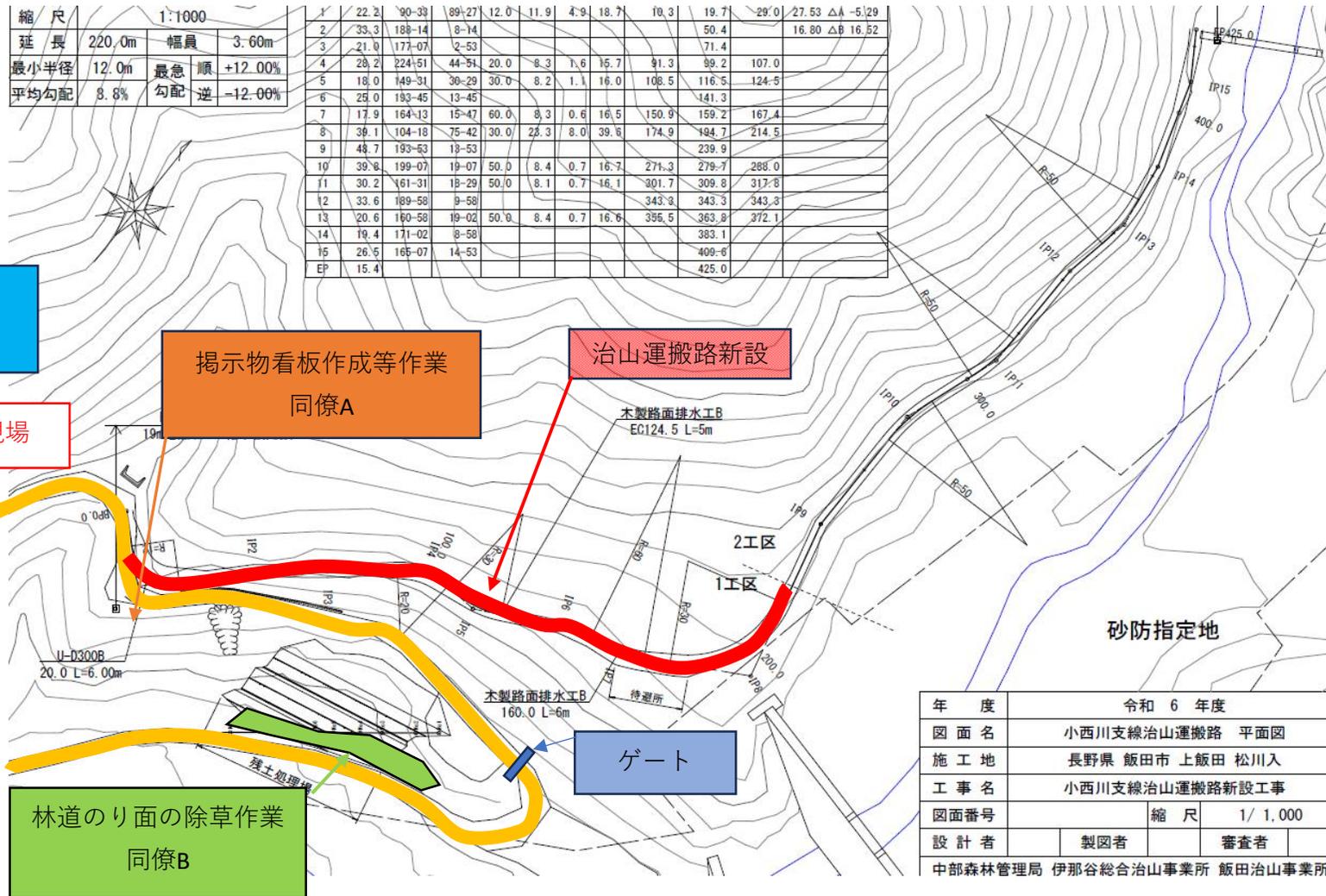
## 請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1 署 等 名	中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所
2 事業の種類	請負事業 治山事業 (小西川支線治山運搬路新設工事)
3 災害発生日時等	令和 6年 6月 27日 (木) 9 時 55 分頃発生 怪我の程度：左上腕部骨折、左手首骨折、左大腿骨骨折、肋骨骨折 (聴き取り) 休業見込み：不明
4 災害発生場所	長野県飯田市 上飯田 松川入 (砂古谷)
5 契約相手方	木下建設(株)
6 事業実行事業体	木下建設(株)
7 被災者年齢等	年齢： 73歳 性別：男 2の事業の経験年数： 34年 雇用区分：常勤雇用 社会保険等加入状況：(労災)、(雇用)、(健康)、(厚生)、(建退協)
8 従事作業	休憩所の屋根の増設作業等
9 災害概況	<p><b>【6月27日】</b></p> <p>当日被災者は、同僚AとBの3名で林道ゲート付近へ工事看板を設置した後、9:00頃、3名で打ち合わせを行い、被災者は休憩所2棟の間(約2.5m)で屋根の増設作業に、同僚Aは休憩所から60m離れた場所で掲示物看板作成等の作業に、同僚Bは林道のり面の除草作業にそれぞれ従事した。</p> <p>9:55頃、被災者は休憩所の屋根にあがって作業中、バランスを崩し墜落(約2.6m)し、被災した。</p> <p>10:00頃、除草作業を終え休憩所へ戻った同僚Bは、休憩所の横で倒れている被災者を発見し、被災者の容態確認を行ったところ、左肩と左大腿部に痛みを訴えていた。同僚Bは近くにいた同僚Aに状況を伝達した。</p> <p>10:20頃、同僚Aは携帯電話の通じる箇所まで移動し、救急車の出動要請を行った。</p> <p>11:30頃、救急車が現着。病院へ向けて現地を出発。(搬送先：飯田市立病院 同僚Aが付き添い)</p> <p>12:30頃、同僚Aが発注者及び会社へ電話にて第一報を行う。</p> <p>12:50頃、飯田市立病院へ到着。</p> <p>14:23頃、会社より飯田労働基準監督署へ報告。</p> <p>17:45頃、被災者親族より怪我の状況、治療計画の説明を受ける。</p> <p><b>【6月28日】</b></p> <p>左上腕部骨折及び左手首骨折部の手術を実施。</p> <p><b>【7月3日】</b></p> <p>左大腿骨骨折部の手術を実施。(術後に診断結果が示される見込み。)</p>
10 その他特記すべき事項	7月1日、当該工事の作業従事者(下請業者含む)と会社幹部で再発防止対策会議を開催。(6月28日～7月5日迄休工)

年 度	令和 6 年度		
図 面 名	位置 図		
施 工 地	長野県 飯田市 上飯田 松川入		
工 事 名	小西川支線治山運搬路新設工事		
図 面 番 号		縮 尺	S=1:50,000
設 計 者	製 図 者		審 査 者
中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所 飯田治山事業所			



# 現場位置図



年度	令和 6 年度		
図面名	小西川支線治山運搬路 平面図		
施工地	長野県 飯田市 上飯田 松川入		
工事名	小西川支線治山運搬路新設工事		
図面番号		縮尺	1/ 1,000
設計者	製図者		審査者
中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所 飯田治山事業所			

# 災害発生時の現場写真

